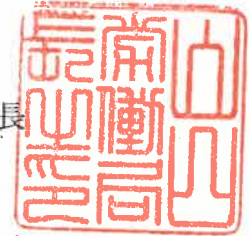


山口労発基 1017 第 1 号
令和元年 10 月 17 日

一般社団法人山口県労働基準協会
代 表 者 殿

厚生労働省山口労働局長



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の周知について

時下、ますます御清栄のことと御慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が昨年 7 月 25 日に公布され、本年 1 月 24 日より順次施行されているところです。

厚生労働省では、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び労働安全衛生法第 68 条の 2 と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示した「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定しました。

また、今般、山口労働局では同ガイドラインの周知にあたり別添 1 「ご存じですか？ 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」及び別添 2 「職場における『受動喫煙防止対策』」のリーフレットを作成しましたので、送付させていただきます。

山口労働局といたしましては、事業者に対し同ガイドラインの周知徹底を図り、受動喫煙防止につきまして、一層の推進を図られるよう取り組んでまいります。

つきましては、貴団体におかれても、別添 1 及び別添 2 のリーフレットを活用していただき、貴団体会員に対し周知徹底を図っていただきますとともに、受動喫煙防止につきまして、各事業場において一層の推進を図られますようお願い申し上げます。

別添 1 及び別添 2 のリーフレットは山口労働局ホームページのホーム>トピックス>2019 年度>「『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン』が示されました」に掲載しております。また、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の全文も PDF ファイルにより掲載しておりますので、ご活用下さい。

【URL：山口労働局ホームページ>トピックス>2019 年度】

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/2019.html



職場における 受動喫煙防止のためのガイドライン

ご存知ですか？

健康増進法で義務付けられた事項及び労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項が一体的に示されました。

組織的対策

1. 事業者、労働者の役割

衛生委員会などの体制整備を行い、事業者、労働者がお互いに協力し、受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。

2. 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

推進計画の策定、担当部署の指定、労働者の健康管理等、**標識の設置・維持管理**、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供、**労働者の募集及び求人**の申込時の**受動喫煙対策の明示**について取り組みましょう。

3. 妊婦等への特別な配慮

喫煙可能な場所 における作業に 関する措置

1. 20歳未満の者の立入禁止

20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせてはいけません。

2. 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

健康増進法において適用除外となっている場所についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らせないようにしましょう。

3. 20歳以上の労働者に対する配慮

勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫、喫煙専用室等の清掃方法の工夫等により、20歳以上の労働者に対しても、望まない受動喫煙を防止しましょう。

各種施設における 受動喫煙防止 対策

1. 第一種施設*1は原則敷地内禁煙（令和元年7月1日から）

2. 第二種施設*2は原則屋内禁煙（令和2年4月1日から）

3. 喫煙目的施設*3

営業について広告や宣伝するときは、喫煙目的室の設置施設であることを明らかにしなければなりません。

4. 既存特定飲食提供施設*4

営業について広告や宣伝するときは、喫煙可能室の設置施設であることを明らかにしなければなりません。

用語の定義

第一種施設*1：学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

第二種施設*2：事務所、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等

喫煙目的施設*3：公衆喫煙所、バー・スナック、店内喫煙可能なたばこ販売店

既存特定飲食提供施設*4：令和2年4月1日時点で営業している飲食店であり、個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しており、さらに客席面積が100㎡以下の施設



厚生労働省では、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費などの経費に対して助成を行う制度（受動喫煙防止対策助成金）を設けています。



職場における「受動喫煙防止対策」

山口労働局労働基準部健康安全課

「望まない受動喫煙のない社会」を実現するため、取り組みをお願いします。

労働安全衛生法に基づく努力義務

労働安全衛生法第 68 条の 2 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

「適切な措置」とは具体的に何をすればいいの？

- 受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- 受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- 受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等
- 受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等



受動喫煙のない社会を!

健康増進法に基づく義務(段階的に施行)

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められています。

基本的な考え方

- 「望まない受動喫煙」をなくす
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 施設の類型・場所ごとに対策を実施

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

本ガイドラインでは、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)で義務付けられる事項及び労働安全衛生法第 68 条の 2 により事業者が実施すべき事項が一体的に示されています。

喫煙所・室における火災予防

労働安全衛生規則第 291 条には以下のことが定められています。

- ・ 事業者は、**喫煙所**、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。
- ・ 労働者は、みだりに、**喫煙**、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。
- ・ 火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します

厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策」ホームページ ⇒

※ 労働安全衛生規則第 35 条の雇い入れ時教育に併せ、**禁煙教育**をお願いします。

